

平成31年3月1日

ニセコ町長 片山 健也 様

ニセコ町まちづくり基本条例
第四次検討委員会
委員長 坪井 訓

ニセコ町まちづくり基本条例第四次見直しに向けた答申について

ニセコ町まちづくり基本条例の理念の下、片山町長には、日々ニセコ町のまちづくりに尽力されていますことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

さて、一昨年10月に我々5名が検討委員会の委員を拝命し、ニセコ町まちづくり基本条例がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかとの視点で諮問を受け、6回の委員会を開催し、検討を重ねて参りました。

この間、町民講座及びワークショップを開催し、議論を重ねて、私どもの答申を取りまとめて参りました。

委員会では、基本条例がまちづくりに対する町民権利の保障であり、将来に向かって継承すべき条例であるとの共通認識の基に検討を進めて参りました。

本答申が、住民自治を一層拡充する一助となることを願って今回の答申といたします。

〔ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会委員〕

(任期：H29.10.3～H31.3.31)

委員長 坪井 訓
副委員長 葛西 奈津子
委員 片岡 直人
委員 マッケイ 路
委員 野口 将輝

1. 答申における基本的考え方と方向性

平成13年4月から施行されたまちづくり基本条例は、「情報の共有」と「住民参加」を基本原則とし、そのルールを活用しながら主権者である私たち町民が自ら考え行動することで、ニセコ町が「住むことが誇りに思える町」となることを目指しています。

私たち条例検討委員は、この度の条例第4次見直し作業に際し、様々な角度からこの条例を検討して参りました。

本来であれば、昨年度中（平成29年度中）の答申となるところですが、議論の経過や、今回の見直し作業でも度々話題となった「国等の補助金の活用方法」に関する議論があったことなどから、議論を持ち越し、平成30年度に入ってから答申となりました。

私たち条例検討委員共通の認識は、「ニセコ町まちづくり基本条例」は今も時代に相応しくあり続けており、本町にとって欠かすことのできない町の憲法であるということです。

ただ、その運用について、今一度認識を改め、深める必要があること、そしてこの条例が風化せずに後世に引き継がれていくことを望んでおります。

このため、今回は条例の改正ではなく、その運用や個別に指摘する事項を中心に以下の通り、答申いたします。

2. 条例全体に対する意見

(1) 条例を風化させず、一層の浸透を図る取組み

上記1の「答申における基本的な考え方と方向性」でも記載しましたが、まちづくり基本条例は、決まりを細かく規定した条例とはなっていない部分もあり、運用の幅や解釈が町民や職員によって変わる可能性もあります。であるならば、この条例の主旨や理念を守り続けるためにも、次の取組みを行なう必要があります。

- ①職員研修などを通じて、条例の主旨や条例に基づく具体的対応などについて、職員の理解を深め、実践する取組みを行なう。
- ②職員間や町民の間で、運用や解釈に齟齬が生じないように、これまで蓄積した知見や実践を基に事例集を作成し、まちづくり基本条例の精神を継承する。
- ③町民講座などを開催し、この条例の主旨や町民の権利など、具体的事例を元に話し合う機会をつくり、条例の浸透を図る。その際は、ワークショップ形式など、幅広い役職の町職員と幅広い町民が接し議論できるよう配慮、工夫する。
- ④町で作成・告知するチラシやホームページでの告知などにおいても、既に先行している議会議案のように、まちづくり基本条例の何条に基づく告知であるかの書き込みを行い、町民と職員双方への意識の啓発を図る。

(2) コミュニティのあり方について

今回の見直し議論の中で、最も意見が多かった事項は、コミュニティのあり方（条例第14条から第16条）です。高齢化が進み、町内会の維持が重荷になり始めている人も少なからず見受けられます。一方で人口が微増傾向にある本町では、新たな住人が地縁として既存町内会地域に住む事例も増えてまいりました。喜ばしいことではありますが、既存町内会への加入説

得についてそれぞれの事情により苦慮している状況もあります。そこで、次の取組みをひとつの提案といたします。ただ、このような取組みに限らずコミュニティのあり方については、なお様々な調査や検討を要する事項です。

- ①町内会の目的と活動内容や勧誘について、他自治体の事例を参考にマニュアルを作成する。
- ②新たな住人の勧誘に積極的な町内会を先進事例とし、上記①に町内会長からのメッセージを添えて、転入時に役場窓口から渡す。
- ③(仮称)地域自主防災計画(高齢単身世帯の安否確認の仕組み、コミュニティセンターへの発電機配置など)を町内会と連携して作成する。

※ただし、町内会に加入しない理由(会費が高い、輪番の役員ができない、運営が閉鎖的で非民主的、人づき合いが煩わしい)を克服できるだけの、多数の共感を獲得しうる「理念(目的・目標)」が必要なのでは、という課題も残る。

(3) 情報伝達のあり方について

特に、検討に上がったことは、広報誌の配布です。コストをかけてでもあまねく配布するのか、また、ステークホルダー(町内会の強化など)を通じて、現在の配布方法を強化するのか、議論の分かれたところです。

ただ、町内会によっては、町内会に加入していないために配布されないところが存在したり、また、町内会に加入していなくとも、加入数に加えて(補助金の対象として)配布している町内会が存在したりと、まちまちな状況が見受けられます。例えば、町内会経由により選挙広報が届かないことがあったり、福祉的な対象に情報が届かないなどの実態がある場合は問題があるものと考えます。このため、下記の提案をいたします。

- ①広報誌のコンビニ等経由による配布については、チラシも加えて配布(設置)が出来ないか検討する。
- ②町内会に加入していない世帯に対しても、町内会経由で広報誌が配布されるよう町内会と調整を行ない、出来る限り配布されない世帯を減らす(既に実践している町内会もある。ただし、ホテル従業員など転出入の激しい世帯については工夫が必要)。
- ③広報誌以外に、SNSなど様々なメディアを活用した情報伝達の工夫が必要である。

(4) 意見・要望・苦情等への対応義務等について

条例第32条には、「町は、町民からの意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない」と規定しております。同条例第3項には「町は、前2項の規程による応答を迅速かつ適切に行なうため、対応記録簿を作成する」とあります。

町民からの意見等は、まちづくりに欠かせない貴重な情報です。まちづくり懇談会に限らず、各課等で対応について、記録簿を作成するなどし、迅速な対応を行なう体制の整備が必要です。

ただ、検討委員会の議論において、対応記録簿はつくるのが目的ではなく、そもそも住民の意見等を的確に捉え、適切に対応することが重要である旨の議論がなされました。これは職員一人ひとりのスキルにも関わる課題であり、対応記録簿の整理と併せて、住民に対する職員

の対応スキルを向上させ、平準化する取組みが重要です（注1）。

（5）補助金等の活用の際の情報共有

経済産業省所管のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業やエネルギー教育モデル校事業など、補助金の意図を鑑みた場合に、本町にとって補助金活用を慎重に検討すべき場面もあるものと考えます。

どのような補助金を活用するのかという情報はこれまで、町民等に開かれた情報とはなっておらず、これら情報を公開することで、町の取組みがより一層開かれたものとなります。このため、活用する補助金に関する情報の公開について、是非検討ください（注2）。

以上

注1） 検討会議論の一部

「対応記録簿」の作成が現実的に困難という理由で、この実務を等閑視するのは理解を得られない。窓口対応の際にはメモをとるはず。そのメモを後で電子記録に置き換えるフォーム(様式)をつくっておくことで対応できるのではないか？

40年間こどもを檻に入れ虐待した事例、「おにぎりが食べたい」と書き残し餓死した事例。いずれも行政に相談に行ったが初動を誤り、深刻な事態を招いた。集団の力で未然に防ぐためにも、後日の検証のためにも、窓口相談の記録とその後の対応記録は必須。

これら他自治体の福祉の困窮がもたらした悲惨な事態の事例研究をやるのか（幹部職員→担当者）

注2） 検討会議論の一部

①各種事業の推進にあたって、予め補助金活用の意図がある場合は、その事業の目的、役割、位置づけを明示する。

②特に、当該補助金の活用によってニセコ町は何を獲得することになるのか、ニセコ町域内の経済循環にどのように寄与するのか。逆に補助金の活用によってどのような意図しない問題(仕事量の増加など)が発生しうるのかについても、補助金を活用した事業の到達予測の明示を重視する。

③事業終了後の一定期間において、町は町民とともに補助金活用の成果を検証する。

補助金がコンサル費用などの形で町外に流失し、ニセコに残るのはコンサルからの報告書だけ、というのでは困る。ニセコ町の何を改善するために補助金を申請するのか。補助金の活用によって町職員の技術向上が図られるとか、何かしらニセコ町民に役立つものが残る（生み出す）とかを、補助金活用目標として明示することが大事ではないか。その上で、目標は達成されたか、失ったものの有無などを町民が行政とともに検証できる制度（権利）を保障するようにしたい。